

仕様書

NEDO新領域・ムーンショット部

1. 件名

官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発型スタートアップ等の課題解決に向けた調査業務

2. 目的

本業務では、大学等に所属する若手研究者と研究開発型スタートアップ等（以下、「スタートアップ」という。）の産学連携の推進を目的に、若手研究者とスタートアップとの産学連携に関する調査、産学連携に関するセミナーの開催、産学連携促進に向けたマッチング支援及び新規公募の提案者の属性等に関する分析を行う。

なお、本業務におけるスタートアップの定義は以下の通りとする。

<本業務におけるスタートアップの定義>

2023年4月1日時点において、以下の定義 a.、b. を全て満たすこと。

- a. 中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たすこと。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 (下記以外)	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づく。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいう。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含まない。また、他社への出向者は従業員に含む。

- b. 設立15年未満であること。

3. 業務内容

本業務の実施項目は以下の通り。

(1) 若手研究者とスタートアップとの産学連携に関する調査

スタートアップが事業の推進・拡大にあたって直面している技術的課題を若手研究者との共同研究等¹を通じて解決していくために必要な情報を得るため、文献調査及びスタートアップへのヒアリングにより、以下 a.~c.に掲げる項目を実施する。なお、これ以外に効果的な実施項目がある場合はNEDOに対して提案する。

a. 産学連携が有効なスタートアップの属性の検討

産学連携によって成長が見込まれるスタートアップの属性を、「業種や得意とする分野」、「スタートアップの成り立ち（大学発、企業内等）」、「会社規模（売上高や従業員数等）」、「設立からの年数」などの観点から仮説を立てて、分析・整理により具体化する。

b. スタートアップにおける産学連携の価値の検討

スタートアップが産学連携に見出す価値や、産学連携を活用したいと考える状況について仮説を立てて、分析・整理により具体化する。

c. スタートアップと若手研究者との産学連携事例の収集・整理

スタートアップの事業推進・拡大に向けて、大学等の技術シーズを活用し、若手研究者とスタートアップとの共同研究等を通じて技術的課題の解決に取り組んだ事例を収集し、整理する。

(2) 若手研究者とスタートアップとの産学連携に関するセミナー

官民による若手研究者発掘支援事業（スタートアップ課題解決支援型）²に参加する若手研究者や研究支援者・産学連携担当者及び、若手研究者の共同研究先であるスタートアップに対し、スタートアップが若手研究者との共同研究等を行う際に有用となる以下 a.及び b.に掲げる内容を含むセミナーを行う。なお、これ以外に効果的な企画がある場合はNEDOに対して提案する。

a. スタートアップの産学連携に関する情報提供

(1) の実施項目にて収集した事例を紹介する。

b. 知的財産権に関するセミナー

¹ 共同研究等：日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）と、実用化に向けた取り組みとして共同研究、受託研究、寄付講座、技術指導、研究インターンシップ、クロスアポイントメント制度の活用等を行うもの

² 官民による若手研究者発掘支援事業（スタートアップ課題解決支援型）：大学等のアカデミアに所属する若手研究者が、自身の研究力を生かしてスタートアップと初期的な共同研究等を実施し、スタートアップが事業推進や新事業創出等にあたって直面する技術的課題の解決を目指すものを支援する事業。詳細は次のリンクを参照のこと。https://www.nedo.go.jp/koubo/SM2_100001_00046.html

若手研究者とスタートアップとの共同研究等において、必要となる知的財産権等に関する研修を実施する。

本セミナーのプログラム詳細や開催時期、開催方法、開催回数等の詳細についてはNEDOと調整する。また、登壇者には必要があれば謝金及び旅費を支払う。

(3) 若手研究者とスタートアップとの産学連携促進に向けたマッチング支援

スタートアップが事業の推進・拡大にあたって直面している技術的課題を若手研究者との共同研究等を通じて解決していくことに向けて、スタートアップと若手研究者とのマッチングの機会を創出する。

まず、スタートアップが自社の技術的内容を若手研究者に対して紹介する公開イベントを開催する。本イベントのプログラム詳細や開催時期、開催方法、開催回数等の詳細についてはNEDOと調整の上、決定する。

本イベントの結果、若手研究者からスタートアップ等との共同研究等に向けた問い合わせがあった場合は、若手研究者とスタートアップとの面談の設定を行う。

こうしたスタートアップと若手研究者とのマッチング支援を通じて、スタートアップの技術的課題や関心事項を収集し、スタートアップと若手研究者との共同研究等の推進につながるモデルケースを整理する。

なお、本イベントの実施にあたっては、若手研究者との共同研究等を通じた課題解決を希望するスタートアップを、ホームページ等を活用して募集し、NEDOと相談の上で登壇するスタートアップを決定すること。また、登壇者には必要があれば旅費を支払う。

また、これ以外に効果的な企画がある場合はNEDOに対して提案する。

(4) 新規公募の提案者の属性等に関する分析

「官民による若手研究者発掘支援事業（スタートアップ課題解決支援型）」(https://www.nedo.go.jp/koubo/SM2_100001_00046.html)において、若手研究者がNEDOに対して提出する提案資料の取りまとめ及び必要な分析を行う。具体的には、提案資料の不備確認、受付番号の採番、各種提案資料情報のExcelファイルへの転記及び整理等を行う（各種情報の転記及び整理を行うExcelファイルの様式については、NEDOと協議の上決定すること）とともに、提案者の属性（役職、所属機関の所在する都道府県等）及び提案のあった技術分野等の傾向に関する分析を行う。

なお、取りまとめる提案資料については、当該公募の締切時期を踏まえた上で適時NEDOから電子データで提供することとし、提案資料に不備があった場合は、本業務に採択された事業者（もしくは再委託先、外注先）から直接提案者（若手研究者）に修正等の連絡をするとともに、修正された提案資料を電子データで回収することとする。最終的には、提案資料、取りまとめたExcelファイル、傾向分析の結果を電子データでNEDOに納入することとし、提案資料においては印刷・ファイリングした紙媒体も納入する。

(5) 会議等への出席

NEDO川崎本部等において開催する会議や委員会へ参加すること（1回程度を想定）。この他、NEDOに対して、適宜、本業務の実施状況の報告(キックオフミーティングや最終報告の概要説明、外部有識者への報告等を含む)や本業務の遂行に必要となる打合せに参加する。

4. 報告書

本業務で実施した内容を、報告書（和文）として取りまとめ、調査結果のエビデンスとなる参考資料も別途、提出すること。

なお、本業務において収集した各種情報・データ等は全てNEDOに帰属するものとし、本業務の終了以降も、本事業や後継事業や関連事業において活用する予定である。

提出期限：2024年2月29日（木）

提出部数：NEDOプロジェクトマネジメントシステム(PMS)による提出

提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

5. 報告会等の開催

委託期間終了後に本業務における成果の報告会をNEDOと調整の上で開催する。

6. その他

本仕様書に定める事項については、随時NEDOと調整の上実施する。また、本仕様書に定めなき事項については、NEDOと実施者が協議の上で決定することとする。